

平成24年度札幌市営企業調査審議会

第1回下水道部会

会 議 録

日 時：平成24年7月18日（水）午後2時開会
場 所：札幌市下水道庁舎 1階大会議室

1. 開 会

○事務局（成定経営管理課長） 皆様、御苦勞様でございます。

若干、定刻前でございますが、予定されたメンバーの方がおそろいですので、ただいまより、平成24年度札幌市営企業調査審議会第1回下水道部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

司会を務めます建設局下水道河川部経営管理課長の成定でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大嶋委員から欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告をいたします。

資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、お手元にお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お知らせ願います。

2. 下水道河川担当局長あいさつ

○事務局（成定経営管理課長） それでは、早速、会を進めてまいりたいと思います。

最初に、下水道河川担当局長の吉岡より御挨拶を申し上げます。

○吉岡下水道河川担当局長 皆様、お疲れ様でございます。

改めまして、下水道河川担当局長の吉岡でございます。

昨年度まで、建設局理事という職名でございましたけれども、市役所の職名として、理事というものが、いま一つ、市民の皆様に分りづらいのではないかとということで、今年度の4月1日から下水道河川担当局長という職名に変わっております。ちなみに、ほかの局でも、市民まちづくり局理事が都市計画担当局長、あるいは、財政局理事が契約管理担当局長、環境局理事がみどり環境担当局長など、分りやすい名称へ変更しております。名称の変更だけで、所掌事務等には変わりございませんので、引続きよろしくお願いいたします。

もう一つの御報告は、お手元の紙にもございますけれども、下水道事業におきまして、今年度から組織の再編を行っております。1枚物の建設局下水道河川担当局長機構図がございますけれども、具体的には、これまで投資してきましたおよそ1兆円の下水道資産が、これから本格的な維持管理の時代を迎えることとなります。工事担当部にありました下水道管路や処理施設の整備部門を下水道施設部に移管しております。このことによりまして、管路担当部、処理担当部それぞれにおきまして、整備と維持管理を一元化し、今後増加してくる改築更新事業にも効果的、効率的に対応できる組織とすべく再編したところでございます。

さて、本日の下水道部会でございますけれども、次第でございますように、二つの議題について御説明申上げるものでございます。

1点目は、平成24年度札幌市下水道事業会計予算の概要についてでございます。下水道事業につきましては、全市的に厳しい財政状況が続く中、御案内のとおり、中期経営プラン2015、これは平成23年から27年の中期事業計画でございますけれども、これ

に基づき、下水道が受持つ役割をしっかりと果たすべく、予算編成に努めたところをごさ
いまして、この概要につきまして御説明申上げるものでございます。

2点目は、札幌市下水道条例の改正についてでございます。平成23年の5月と8月に、
第1次、第2次の地域主権一括法が公布されたことに伴いまして、下水道事業に関しまし
ても、札幌市の下水道条例を改正する必要が生じますことから、この概要につきまして御
説明申上げるものでございます。

限られた時間の中ではございますけれども、忌憚のない御意見をいただければと存じま
す。

なお、御案内のように、北海道で7%の節電に取り組む中、札幌市におきましても、市有
施設で10%の節電に取り組んでいるところでございまして、部屋の温度も高めで暑苦しい
かもしれませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

3. 職員紹介

○事務局（成定経営管理課長） ここで、議事に入る前に、今、担当局長から、4月1日
付けで機構改革がありましたということ、それから、人事異動により、一部、役職名の変
更、職員の入替わりがありましたので、私から御紹介させていただきたいと思えます。

最初に、人事異動により、計画担当部長が奥山担当部長に替わりました。

それから、機構改革により、新たに管路担当部長が新設され、戸田部長が異動されてき
ました。

そのほか、人事異動により、下水道財務課長に山越課長が新たに新任されております。

以上でございます。

このほか、課の新設等がありましたが、詳しくは、お手元に配っております機構図で御
確認いただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

以後の会の進行を、高橋（正）部会長によりよろしくお願いいたします。

4. 議 事

○高橋（正）部会長 それでは、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思えます。

まず、平成24年度の札幌市下水道事業会計予算の概要について、事務局から御説明願
います。

○事務局（山越下水道財務課長） 下水道財務課長の山越でございます。よろしくお願いいたします。
申し上げます。

それでは、私から、平成24年度予算につきまして、お手元にお配りしております資料
の予算の概要に基づきまして御説明を申し上げます。

恐縮ですが、座って進めさせていただきます。

では、表紙をめくっていただきまして、1 ページ目の予算総括表です。

表は、左から右へ、大きく収入、支出、収支、差引きに区分しており、表の上下では、当年度分収入及び支出を二つに区分し、上段には、施設の維持管理に伴う収益的収入及び支出を、また、下段には施設の建設に伴う資本的収入及び支出を記載しております。

まず、収益的収入につきましては、A 欄①のとおり、24 年度は、411 億9,500 万円を計上しております。収益的支出については、C 欄②のとおり、413 億5,200 万円を計上しております。この結果、収益的収支差引きでは、E 欄③のとおり、1 億5,700 万円の不足額が生じる見込としております。また、ここから消費税を除いた純損失は5 億3,000 万円となっております。

次に、下段の資本的収入では、④のとおり、147 億1,400 万円を計上し、一方の資本的支出では、⑤のとおり、328 億1,100 万円を計上しております。以上から、資本的収支差引きでは、E 欄⑥のとおり、180 億9,700 万円の不足額を見込んでおります。

この結果、24 年度末の資金状況は、E 欄⑦に記載のとおり、49 億8,700 万円となる見込であります。

続きまして、収入及び支出の内訳について御説明申し上げます。

2 ページの2 の収支状況を御覧いただきたいと存じます。

主な費目、金額、割合を円グラフで表しております。

まず、左側の収益的収支の状況を表す円グラフを御覧ください。

職員の給与等の人件費が39 億9,500 万円で、構成比は収益的支出全体の9.7%、また、汚水や雨水を処理するための物件費が121 億9,600 万円で、構成比は29.5%となっております。これは、主に下水管のメンテナンスや処理場、汚泥焼却施設等の維持管理に必要な委託料や修繕費などでございます。

また、減価償却費が17 億6,400 万円で、構成比は42.6%、企業債の支払利息等が72 億4,900 万円で、構成比は17.5%となっております。

一方、左半分に記載の収入項目につきましては、下水道使用料が203 億4,300 万円で、構成比は49.4%、また、一般会計負担金等が203 億5,800 万円で、構成比は49.4%となっております。

この一般会計負担金等についてであります。下水道事業には、雨水公費、汚水私費という経費の基本負担原則があり、雨水処理に係る経費は税金で賄い、汚水処理に係る経費は使用者の皆様からいただく下水道使用料で賄うこととなっており、その雨水処理に係る経費の分を繰入れるものでございます。

続きまして、右側の資本的収支の状況を表す円グラフを御覧ください。

円グラフの右半分に記載しております支出内訳を申し上げますと、施設の建設改良費が144 億6,100 万円で、構成比は44.1%、また、企業債の元金償還金が182 億7,900 万円で、構成比は55.7%となっております。

対しまして、左側半分に記載の収入内訳についてですが、企業債が93億8,100万円で、構成比は63.8%、国庫交付金が38億3,000万円で、構成比は26.0%となっております。

これらの結果、収益的収支と資本的収支を併せた全体の不足額180億9,700万円につきましては、表の下側中央の赤枠で囲んで記載しましたとおり、減価償却費などの当年度分の留保資金と過年度分の内部留保資金によって補てんし、その残額が、先程の総括表で御説明した最終資金残49億8,700万円となります。

続きまして、3ページの3の主要事業を御覧いただきたいと存じます。

まず、左側に記載しております施設の維持管理に関する業務について、総費用といたしましては、161億9,000万円を計上しており、管路施設の維持管理に31億2,300万円を計上し、処理場、ポンプ場の維持管理に101億8,600万円を計上しております。それぞれの内訳は、記載のとおりでございます。

次に、右側に記載しております施設の建設に関する事業でございますが、24年度の建設事業費は144億4,100万円となっております。事業の主な内容ですが、管路整備は21.8キロメートルの施工予定であり、また、処理場等については、14カ所において改築等の整備をする予定であります。

総事業費のうち、約半分の割合を占める改築更新・再構築事業においては、水再生プラザの改築、更新のほか、下水道管路における老朽管対策も行ってまいります。また、浸水対策事業では、東雁来雨水ポンプ場の設計を行うほか、21年度から、地下鉄菊水駅周辺地区及び麻生駅周辺地区において進めている雨水拡充管の整備を24年度も引続き実施いたします。

次に、水質改善事業につきましては、21年度より着工しております豊平川雨水貯留管の建設工事について、24年度も引続き工事を進めてまいります。また、地震対策事業につきましては、汚水送水管二条化や水再生プラザの耐震化などの工事を実施する予定であります。

以上が、24年度の主要事業でございます。

最後に、4ページには、業務量を記載しております。

こちらに関しましては、下水道普及状況、水洗化普及状況を始めといたしまして、事業を進めていく上で指標となります基本的事項を全体としてまとめたものでございます。各指標につきましては、記載のとおりでございます。

以上、概略でございますが、平成24年度下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○高橋（正）部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、何か御質問等はございますでしょうか。

○小澤委員 私は、上水の方もやっておりますが、人口は増えてはいますが、上水では節水などで水の使用量がみるみる減っている状況で試算をしております。しかし、下水を見

る限り、増えていますね。これは、雨水の関係もあると思うのですが、そういったものは上水とリンクしているのかどうか、そういう考え方を教えてください。

○事務局（吉岡下水道河川担当局長） 1 ページの上の欄の左側に下水道使用料の所を見ていただきますと、平成23年度予算が203億8,000万円で、24年度が203億4,000万円ということで、昨年度に比べますと4,000万円ほどの収入減を見込んでおります。

ここには細かい内容は記載してございませんけれども、これまでも節水の意識のもとに各家庭の使用量が下がっておりまして、横ばいの中、企業がさらに努力されて節水に取り組まれる傾向がやや見受けられるということで、結構シビアな予測でやっているところがございますけれども、使用料の推移としてはそのようなところでございます。

○小澤委員 分りました。

○木村委員 単年度の会計でお話することではないのかもしれませんが、先程の御説明の中にありましたように、下水処理場の更新や改築がこれから本格化していくわけですが、これから物すごくお金がかかるはずですから、今後の更新への積立てというか、備えというか、そういう部分はこの予算の中に反映されているのですか。

○事務局（成定経営管理課長） 私からお答えいたします。

今回、5年計画を立てましたが、その中では、将来の改築更新は、ビジョンが終わる32年以降の40年代に集中的に下水道整備されたものが耐用年数を迎える中で、費用の平準化を考えまして、できるだけ施設の維持を細かくすることによって少しでも延命化を図るということです。ですから、この5年間、維持費については、財政に協力していただきまして、額をかなり増やしております。そういう中で、なるべく長く使っていくということで、一挙に改築更新を迎えないような計画になっているところでございます。

○事務局（吉岡下水道河川担当局長） 若干補足しますと、委員が御質問の中でお話しされたように、その時の改築更新のために横にお金を積むというやり方はしてございません。通常の事業の中で、今お話があったように、なるべく設備を長く使えるように工夫しながら、修繕を重ねながらやっていく中で、山ができないようになだらかにしながら、毎年の事業費の中に組込んで改築更新をやっている状況でございます。

○木村委員 ただ、無限に延命ができるわけではなくて、どこかで更新時期が来るわけですが、それはそんなに近い将来ではないだろうという見込があるわけですね。

○事務局（成定経営管理課長） 企業会計において、上水道の場合は、資産維持費ということで、将来の改築更新にかかわる部分や、その管にかかわる物価上昇部分についてはある程度使用料に反映されていますけれども、今、担当局長が言ったように、下水道施設については、資産維持費が下水道使用料に反映されておられません。したがって、少しでも使用料の中に将来の資産維持費を見込むということは、今後検討していかなければならない課題だというふうに思っております。

○事務局（吉岡下水道河川担当局長） ちょっと言葉足らずで申訳なかったのですが、委

員がおっしゃるように、例えば、創成川の水再生プラザの電気整備の十数億円を3カ年で更新していくものも、修繕とともに大規模なリプレイスメントもイベントとして見込みながら、事業計画を立てて進めてきている状況でございます。

○藤原委員 今回の収支の予算とは異なるのですが、今、国で進めております消費税の引上げに伴って、8%、10%となりますと、いろいろと影響があるかと思いますが、その辺についての見通しはどのような状況になっておりますでしょうか。

○事務局（山越下水道財務課長） 札幌市の下水道使用料は、条例で定められた料金表から算定した額に消費税を加えた額を御負担いただくこととなっております。ですから、外税方式です。消費税が増税となった場合は、これまでと同様、消費税率に応じた御負担をいただくこととなると考えております。

○藤原委員 と申しますと、そんなに影響はないということになるのでしょうか。

○事務局（山越下水道財務課長） 市民に御負担いただきますので、それによってどのくらい影響があるかという試算はしておりません。ただ、条例上は外税方式をとっておりますので、税率に応じて御負担いただくように考えております。

○藤原委員 承知しました。別な部署で、消費税率が上がると甚大な影響があるという管理者のコメントがあったものですから、下水道事業ではどうなのかということで質問いたしましたわけでございます。

それから、全体について、私が普段見ているのは民間会計なものですから、なかなか分りづらくて、それは私の不勉強なのですが、日ごろ診断業務をやっているものですから、民間の診断フォームで、資料を活用させていただきましたところ、財務の簡易診断の結果では青信号であるということです。その代わり、100点満点で53点ですから、行政の業務ということでは大体この辺なのかと思います。

そういう意味では、先程の積立てというか、財源があるというわけでは決してないので、この辺は、これからどういう形で設備投資に向けて蓄えていくか。一方、今までのいろいろな会議の中で私も申し上げたと思うのですが、下水道料金の引上げについて、市民のコンセンサスを図りながら、どういう形で引上げていくというところに行かなければ、先が見えてこないと思います。

詳しい方の予算書を拝見させていただくと、今年の予算と23年度は、民間の会計フォームでいきますと、どうしても目立つのは繰越金ですね。大きな金額ですね。そうかといって、現状では今期では約50億円の内部留保で来ているかと思っておりますので、問題はないかと思うのですが、この辺はどのような位置付けにしたらいいか。どんどん増えていくばかりでしょうから、見た目がみっともないというか、どうしたものかというか、私も適切な助言はないのですが、これはこのままで行くしかないのでしょうか。

○高橋（正）部会長 事務局からお答えがあると思えますけれども、いずれ使い切るためのものですね。

○事務局（阿部下水道河川部長） 下水道河川部長の阿部でございます。

説明させていただきたいと思います。

今、御質問がありましたように、下水道経営については、いろいろな要因がかかわってきております。一つ大きく言えることは、今、本庁で長期的な人口推計をやっておりますけれども、恐らく、長期的には、人口はもう増えずに減少していく傾向にあります。それから、世帯規模も2人を切っている状況の中で、先程もお話がありましたように、下水道の使用そのものがそんなに増える見込みがない中で、かつて投資した多大な施設を維持していく、また、施設規模も現状のままが必要なのかどうかも検討しなければなりません。これまでの下水道の運営は、内部留保資金をうまく活用し、起債によって事業を継続するという仕組みでした。それは、基本的には今後も大きく変わらないだろうと思うのですが、果たして、それが今後もずっと続くのかどうかということになりますと、いろいろと検討していかなければなりません。

やはり、資産維持費も考慮する必要がありますし、平成26年度には、公営企業会計の制度も変わる中で内部的に検討しておりますのは、適正な利用者負担とこの事業を今後に当たって維持していくための仕組みのバランスの問題になってこようかと思っております。

今、内部的に一定の結論を得ている状況ではございませんけれども、今申上げましたようなもろもろの要因を考慮しながら、安定的に市民生活を維持していく上での下水道のあり方を、今後、料金改定も含めて検討していきたいという状況です。

余り具体的なお答えができなくて恐縮ですが、そういう状況にあるという認識は持っておりますので、それぞれの機会に委員の皆様にご報告しながら、また、御意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○藤原委員 ありがとうございます。

そして、私も認識不足だったのですが、1点確認したいと思います。

28ページに給料と給与という表現があるのです。平均の給与月額と給料月額とあるのですが、この定義の区別がぴんと来なかったのです。いろいろな手当を含んだものが給料になるのでしょうか。そこだけ教えていただければと思います。

○事務局（山越下水道財務課長） 給料というのは、毎月定額で支払われる金額であり、給与というのは、手当も含んだものでございます。

○藤原委員 承知しました。ありがとうございます。

○木村委員 財政の健全化ということで言うと、今、御議論があったように、料金の改定は、私も賛成で、是非やるべきだ、そういう方向に進んでくれるといいなと思っておりますが、もう一方で、支出を減らすことも大事かと思っております。

例えば、効率は大分絞り切れるところまで絞っていることになるのでしょうか。処理量当たりにかかっているお金や、維持管理に物すごくお金がかかっていますけれども、管路延長当たりでどのくらいのお金がかかっているかという試算ですね。これは、多分、東京ではやっているのではないかと思います。もし、札幌市でされていれば、ほかの大きな街と比べて、どういったレベルまで効率化が進んでいるのかということについて、お考えを

お聞かせいただけますか。

○事務局（宮田下水道施設部長） 施設部長の宮田でございます。

具体的に、単位キロメートル当たりの維持管理費が幾らになっているのかということでの試算はないのですけれども、予算、決算だけを比較していきますと、ここ10年くらいはずっと右肩下がり維持管理が行われているところです。その大きな要因は、人件費が削減されて、少なくなってきたことです。そして、委託等の推進を拡大することで、維持管理に係る決算値は少なながら右肩下がりの状態が続いている状況でございます。

○木村委員 ただ、先程、小澤委員からも御指摘がありましたけれども、使用水量の減少に伴って下がっているということだけであると効率は変わっていないことになります。ですから、水量当たりというような指標で評価された方がいいかと思えます。

○事務局（吉岡下水道河川担当局長） 効率化について申し上げますと、前回の料金改定が平成9年から12年までの4カ年をターゲットに、この4年間ではこれだけの財源不足が生じるので料金を上げようということで上げたのですが、今、そのまま平成24年度まで来ています。そして、資金残も50億円前後という状況でございます。

一つは、処理場の委託、あるいは、汚泥の集中処理を進めたということがあって、焼却炉の数を集約して減らしたりして、効率化に取り組んできた結果、平成9年度に改定したままの料金によって生き延びている状況にあるということです。

今、具体的な人数はすぐにお示しできないのですけれども、非常に多くの人数で、100人近かったと思いますが、人も減らし、施設も効率化しながらやってきて、現在に至ります。手前みそな言い方ではありますが、効率化に取り組んできて、絞るだけ絞ってきた状況でございます。

他方、委員が御指摘のように、東京都と比べてキロメートル当たり管路3.5人が札幌市は3.2人という具体的な資料は、部長からお答えしたように、今、手元に持合わせていないのですけれども、総じて、行政体としての人口10万人当たりの職員の数は、政令市の中で札幌市は非常に低い状況でございますので、そういう意味でも、人員的に余裕のある行政体ではないと思えますし、下水道についても一生懸命やってきた結果、効率化が進んでいる状況であると思っております。しかしながら、それに甘んじることなく、引続き絞れるところは絞っていく意識で組織の見直しと事業運営のやり方などを検討してまいりたいと思っております。

○高橋（正）部会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○高橋（幸）部会長代理 非常に基本的なことで申訳ないのですが、下水道の料金を算定する基礎としては、上水道の水量が基礎になっていると思いますが、料金の方は、上水道が上がれば下水道も上がるという関連性は過去の例としてどのようになっているのでしょうか。

○事務局（成定経営管理課長） 私からお答えいたします。

連動はしておりません。それぞれ個別に、上水は上水、下水は下水という中で下水道使用料が算定されていますので、連動はいたしておりません。

○事務局（吉岡下水道河川担当局長） ただ、前回、平成9年度に見直した時は、水道も見直していますし、下水も見直しております。その中で、水道は十何%で下水は数%程度の値上げをしたところでございます。基本的に別々の会計であり、今お答えしましたように、水道がやるから必ず下水道もやらなければならないというものではない状況でございます。

○高橋（正）部会長 ほかにございませんでしょうか。

○石原委員 話が全く変わって申訳ないのですが、来週から節電を7%で、市は10%と聞いていますけれども、下水道部門の具体的な節電というのはどんなことをやられているのでしょうか、また、それをトータルするとどれぐらいの量になるのでしょうか。

それに絡んで、予算の紙の中にありますけれども、施設の建設に関する事業ということで、地震対策等は書いてあるのですが、省エネも見込んでやられているのかどうか、もしあればお教えいただければと思います。

○事務局（島崎処理施設課長） 処理施設課長の島崎と申します。

本市の節電の目標に従いまして、下水道でも目標を持って節電対策をしております。常時行うものと、逼迫時に行う節電対策ということで、常時対応としましては、省エネ機器の導入や脱水機運転時間の夜間シフトで7.4%の削減を見込んでおります。さらに、北電の予備率が3%以下になった場合、逼迫警報が発令されるのですが、その時には、剰余の自家発電施設を運転しまして、さらに5.8%の削減で、合計しますと13.2%の削減を見込んで、各種の節電対策をとる予定です。

○石原委員 今、節電の話をしたのですけれども、そういった場合に、下水道の施設の管理という面での体制や心配などはないのでしょうか。節電することで支障があるということとは起こらないのかという質問でございます。

○事務局（島崎処理施設課長） 基本的には、市が掲げている、おおむね10%を目標とした数値を達成するのは、下水におきましては、晴天日に可能な限り節電を行って、例えば、降雨時に浸水被害等を守らなければならない時に節電を同時にしているということは基本的にいたしません。

例えば、施設の維持管理で心配するところは、計画停電等に対する対応があると思います。これらにつきましても、基本的には、自家発電施設で2時間程度の計画停電については対応が可能であろうということで、市民の皆様には御心配をかけるようなことはないと考えております。

○事務局（吉岡下水道河川担当局長） せっかくの機会ですので、若干補足させていただきます。

札幌市の施設の消費電力の20%ぐらいの第1位が交通で、地下鉄と電車が要因です。そして、それと同じぐらいの割合で下水道が電力を消費しております。それはなぜかとい

うと、皆様、施設見学をしていただいたかと思えますけれども、下水の処理は生物処理で空気を吹込んでおりまして、大きなプールみたいな下水の池を空気をかき混ぜておりまして、そこに非常に大きな電気を使っているところでございます。

したがいまして、下水道としても、京都議定書等々、世界的にCO₂削減の取組が進む中で、日本でも技術革新をいろいろ進めておりまして、そういった空気を吹込む機械の効率化を進めてきております。ですから、施設の入替えに当たっては、電気を余り消費しないような設備を入れるということに普段から取組んでいることと併せて、今般のような非常事態は、昼の時間帯にやっていた汚泥処理を夜中の時間帯で作業するようにするなど、そういった工夫もしながら、全体の10%程度の削減に取り組んできているところでございます。

○高橋（正）部会長 それでは、最後に私から一言だけです。

主要事業の中に、有効利用等の下水汚泥の資源化調査等とございます。下水を処理すると必ず汚泥が発生しますので、これを何とかしなければならぬのですけれども、現在の資源化について、何か問題があるからもっと別の方法を探そうという意味なのでしょうか。

○事務局（小林下水道計画課長） 下水道計画課長の小林でございます。

現在、下水汚泥の有効利用は、セメント原料や埋戻し材ということで、100%有効利用させていただいております。ただ、汚泥処理の多様化ということで、他の材料への資源化が図れないかということで各種の調査を、例えばアスファルトの原料に使えないかなどの調査も進めているところでございます。

また、西部スラッジセンターに焼却炉の1号炉、2号炉があり、これは昭和58年と昭和60年に供用開始しておりまして、かなり古くなってきております。これらの更新に合わせて、新しい資源化についても、現在、調査検討を進めている状況でございます。

○高橋（正）部会長 最終的な資源化にはいろいろなメニューがあった方がよろしいということですね。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○高橋（正）部会長 それでは、続きまして、議事の二つ目の札幌市下水道条例の改正について御説明をお願いいたします。

○事務局（小林下水道計画課長） 下水道計画課長の小林でございます。

私から、地域主権改革に伴う札幌市下水道条例の改正について御説明させていただきます。

事前に、新旧対照表と概要のペーパーを送付させていただいておりますけれども、本日は、パワーポイントを用いて御説明させていただきます。パワーポイントにつきましては、紙ベースでも机の上にお配りしておりますので、画面と紙のどちらかを見ながら御説明をお聞きいただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

それではまず、条例の改正が必要になりました背景、経緯等々につきまして御説明させ

ていただきます。

通称、第1次一括法、第2次一括法が公布されたことによるものでございます。二重線での枠に書いておりますけれども、正式名称は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律という長い名称となっております。第1次一括法は昨年5月に、第2次一括法は昨年8月に公布になっているところでございます。これらは、文字どおり、地域主権、地方分権を進めるために国で策定した法律でございます。

大きく内容としては二つに分かれております。一つ目は、義務付け、枠付けの見直しでございます。二つ目は、基礎自治体への権限移譲ということで、大きく二つの概要になっております。このうち、一つ目の義務付け、枠付けの見直しにつきましては、(1)から(3)とさらに三つに分かれておりまして、このうちの1番目の条例制定権の拡大が法律で改正になっております。

これは、現行、政令・省令等の国が定める基準で規定されていたものを、右の矢印のとおり、市町村が自ら条例で規定しなさいというふうに法律が改正になったものでございます。これに伴いまして、平成25年4月1日まで、本年度中に条例の改正が必要という状況になっております。なお、これにつきましては、下水道だけではなく、地方分権に関連する法律について、数多くのもので改正になっている状況でございます。

これに伴いまして、本市でも条例改正がたくさん必要となっている状況になっております。現在、9月に招集されます第3回定例会市議会、あるいは、12月の第4回定例会市議会に、準備のできたものから順番に、条例の改正を提案、上程する予定となっております。

ちなみに、第3回定例会市議会に上程を予定しておりますのは、これから御説明します建設局の下水道関係です。そのほかにも、保健福祉局、環境局、都市局、水道局など、5局で条例の改正を上程する予定でございます。

例えば、保健福祉局で言いますと、診療所における専属薬剤師の設置基準、あるいは、一番下の水道局でございますと、布設工事監督者の配置基準など、さまざまな基準について、これまで政令で定められていたものを札幌市の条例で定めるものでございます。

以上が、背景、経緯等々でございます。

ここからは、下水道法の内容について御説明をさせていただきます。

下水道法につきましては、まず、下水道法第7条が改正になっております。これは、施設の構造基準を定めたものでございます。アンダーラインの所を読ませていただきますと、「政令で定める基準（下水道法施行令第5条の8から第5条の11）を参酌して条例で定める。」とありまして、下水道法施行令第5条の8から11までを条例化しなさいということになります。

続きまして、法の第21条で、処理場の維持管理についてでございます。これもアンダーライン部分を読みます。「政令（下水道法施行令第13条）で定める基準を参酌して条例で定める。」とありまして、下水道法施行令第13条を条例にしなさいという趣旨にな

ります。

なお、法文中に、「参酌して」という難しい言葉が出ております。下に注釈で書いておりますけれども、参酌すべき基準という意味は、法令の基準を十分に参考にして取入れた結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるという意味になります。

続きまして、字が小さくて恐縮ですが、条例化しなければならない下水道法施行令の内容について御説明させていただきます。

まず、第5条の8です。これは、二重線で囲っておりますけれども、排水施設、主に下水道管渠、パイプです。管渠に関するもの及び処理施設、処理場や汚泥処理施設などの建物に共通する構造の基準となっております。

5項目ありますけれども、1番は、堅固で耐久力を有すること。2番は、コンクリート、その他の耐水性の材料でつくること。3番は、屋外にあるものについては、覆いやさくなどを設置すること。4番は、腐食の恐れのある部分は、腐食しにくい材料でつくること。5番は地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないような措置が講ぜられていること。こういったように、管渠、処理場に共通する構造の基準としては、極めて基本的な事項の内容となっているところでございます。

青字の注釈につきましては、後ほど御説明させていただきます。

以上が、第5条の8の内容となっております。

続きまして、第5条の9でございます。これは、二重線で囲っておりますけれども、排水施設だけに限る構造の基準です。下水管渠に関する基準とお考えいただければと思います。

1番は、排水管の大きさにつきましては、排水すべき下水を支障なく流せることができるものにすること。2番は、水勢を緩和する措置が講ぜられていること。3番は、気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。4番は、マンホールを設置すること。5番は、まず、またはマンホールにはふたを設けること。こちらにつきましても、極めて基本的な内容となっているところでございます。

なお、6番も下水道法施行令第5条の中にあるのですが、流域下水道に関することとございまして、本市は公共下水道しかございませんので、6番については省略させていただきます。

以上が、下水管に関する構造の基準となっております。

続きまして、下水道施行令第5条の10でございます。これは、処理場等に関する構造の基準となっております。

1番は、臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。2番は、汚泥処理施設については、生活環境の保全、または、人の健康の保護に支障が生じないよう、適切な措置が講ぜられていることとなっているところでございます。

なお、第5条の11につきましては、適用除外の規定となっております。

1番は、工事を施工するために仮に設けられる下水道、いわゆる工事期間中だけの仮設的な下水道です。2番は、地震などの非常災害のために必要な応急措置、いわゆる大規模災害が起きた時の応急的な下水道、緊急措置的な下水道です。こういったものについては、今御説明しました第5条の8から10までの規定については適用を除外しますという規定になっております。

以上が構造に関する施行令となっております。

続きまして、下水道法施行令第13条でございます。これは、終末処理場の維持管理に関する基準となっているところでございます。こちら6項目ございます。

1番は、札幌市は活性汚泥法を採用しておりますけれども、活性汚泥を使用する場合は、エアレーションを調整すること。2番は、沈砂池や沈殿池などについては、砂、汚泥などは速やかに除去すること。3番は、急速ろ過法による場合は、ろ材が流出しないように、水量または水圧を調整すること。5番は、処理場などの構内の清潔を保持すること。6番は、汚泥処理については、先程と同じように、生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないように、適切な措置を講ずることということです。こちらについても、下水処理場の維持管理に関して極めて基本的な内容が政令で規定されているところでございます。

以上、御説明しました下水道法施行令第5条の8から11及び第13条について条例化しなければならないわけでございますけれども、本市の対応としましては、①として、当たり前でございますけれども、法が改正されましたので、札幌市下水道条例に構造基準、処理場の維持管理について新たに規定を設けたいと考えております。そして、②は、その内容につきましては、下水道法施行令を参酌して、下水道法施行令と同様の内容を定めたいというふうに考えております。

その理由は、そちらにも記載しておりますが、1点目として、必要かつ基本的な基準となっているところでありまして、今後も引続き、当該基準に基づきまして下水道事業を行うことが適切であると判断されることです。2点目として、本市における特別な事情により別の基準を追加する必要がないと判断されることから、ただいま御説明しました政令と同じ内容を条例に盛り込みたいというふうに考えているところでございます。

なお、下の米印ですが、先程説明を省略しましたが、政令上、国土交通大臣が定める、あるいは環境大臣が定めると記載されていたものにつきましては、条例の中では、下水道条例施行規則で定めるというふうに読替えることとなります。下水道条例施行規則の改正につきましても、下水道法施行規則を参酌して、同様の内容としたいというふうに考えております。

施行規則につきましても、事前に送付しました新旧対照表に資料を添付させていただいたところでございます。

なお、これまで御説明しましたように、構造の基準、維持管理の基準といった内容でございます。これまでも政令の基準に基づいて事業を進めていたことから、条例化することによって市民生活へ直接的に影響するものではないと考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、6月22日に、先程も御説明しました5局分の条例改正案をまとめて札幌市のホームページで市民の皆さんに意見募集を進めているところでございます。現在まで、下水道に関して意見は寄せられておりません。本日の市営企業調査審議会下水道部会で御審議いただきまして、また、23日で意見募集が終わりますので、これらの結果を踏まえまして最終案を第3回定例市議会に上程したいというふうに考えているものでございます。

ここで、補足でございます。

現在、法制課と最終調整をしております。内容についての変更はございませんけれども、現在は、下水道条例の第4条に追加する予定で調整を進めております。ただ、第3条が過去に削除した経緯から欠番で空きになっております。ですから、第3条に追加することになるかもしれません。これにつきましては、御了承をいただきたいというふうに存じます。内容についての変更はない予定でございます。

最後に、補足説明になりますけれども、参考といたしまして、下水道法施行令につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

下水道法施行令につきましては、第1章から第4章までで構成されております。このうち、第2章の公共下水道につきましては、本市は、公共下水道事業を進めておりますので、この施行令が適用されます。第2章の2の流域下水道、第3章の都市下水路につきましては、本市にはございませんので、適用を受けるのは、あくまでも第2章の下水道法施行令の第4条から第17条ということになります。

そのうち、今回に条例化しなさいとなったのは、先程、御説明しました第5条と第13条の関係です。それ以外の条例化の対象外である、引続き下水道法施行令が適用される物の概要といたしましては、例えば事務手続に関するもの、処理場からの放流水質に関連するもの、逆に、排水設備や除外施設など、下水に入ってくるものなどの制限に関するもの、あるいは、汚泥処理に関するものなどの下水道法施行令につきましては、引続き政令が適用されることとなります。

非常に雑駁ではございましたけれども、説明につきましては以上でございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○高橋（正）部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見や御質問はございますでしょうか。

○谷口委員 書いてあるとおりで、専門的な内容は分りませんが、何ら支障はないというふうに私は感じました。

○高木委員 質問です。

法律の内容につきましては、各市町村の自主性の中で条例等を制定しなさいというふううにうたっているのですが、実態として、政令から文言も含めてほとんど変わらない状態で条例に移行しているだけですね。法律で言っている趣旨と、実際に受ける側の市町村に移行されて、逆に言えば、何のメリットもないのではないかと、ありがた迷惑ではない

かという感じがするのですけれども、どうなのでしょう。

○事務局（小林下水道計画課長） まさに、委員がおっしゃいましたように、文言も、多少の「てにをは」を直す所はあるのですが、基本的にはそっくり同じものを政令から条例に変えるだけということです。しかしながら、これまで、我々の言い訳としては、国の基準に基づいてと言っていたところが、我々が自ら条例で定めて、自ら守っていかなければならないということ言えば、まさに地域主権、地方分権という趣旨に沿っている内容でありまして、我々の責任という意味でいけば、重くなっていくものなのかというふうに感じているところでございます。

○高木委員 今言われているのは、基本的な条件ですね。それ以外に除外されるものとして、水質などの市独自でつくられている水質をグレードアップした形で規制するということは含まれていないですから、考えてみると、実態としては何も変わっていないですね。将来は、ほかの自治体と違って、札幌市はこの部分については強力でグレードアップしなければならないというものがあれば、自主性の中で可能かと思えます。しかし、現在の形でいってしまうと、嫌なものはみんな市町村に押しつけたような言い方に受取れたのです。

○事務局（阿部下水道河川部長） 補足させていただきたいと思えます。

確かに、今御説明いたしました下水のような特殊な領域では、まさに、法令の文言を条例に書き換える、落とし込むというのが実態でございます。ただ、まだ記憶に新しいところでは、市民生活に関係するものとしては、保育所などの面積基準や人員の配置基準は、前回、自治体に下りてきているのです。そして、それに関する補助金などの縛りも一括交付金の中に含まれます。

ですから、今回の下水についてはまさにおっしゃるとおりですけれども、保育所や幼稚園の基準、あるいは、診療所の従事者の配置基準などにつきましては、政省令を基準にしながらも、自治体として特にシビアに規制した方がいい、あるいは、もうちょっと基準を緩和して、保育所であれば入園しやすいような体制をつくるという意味での裁量が与えられている項目もありますので、全体として見ればいい方法なのかという感じがするというところで、全般的にはそんなふうにとめられているかと思えます。

○高橋（幸）部会長代理 関連して、一般論として、法律事項が条例に移行した場合、補助金その他が減額されてくる傾向にあると理解しているのですが、こちらの関係ではそういう心配はないというふうにとめていいのでしょうか。

○事務局（小林下水道計画課長） 国から受ける交付金に関しましては、これまでどおりで、何も変わる所はございません。

○高橋（正）部会長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○高橋（正）部会長 それでは、質問もないようですので、以上をもちまして、本日の審議を終了したいと思います。

事務局にお返しいたします。

○事務局（成定経営管理課長） ありがとうございます。

皆様、お疲れ様でございます。

ここで、皆様に御案内いたします。

本日御出席をいただいております高橋幸一委員におかれましては、任期満了ということで、今回、退任されることとなっております。

長年にわたり、本市の下水道事業にお力添えをいただきまして、誠にありがとうございました。

ここで、高橋（幸）委員からお言葉をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋（幸）部会長代理 僭越ですが、6年間審議委員を務めさせていただきました。

その当時のことを思いますと、長年、裁判官をやっております、裁判官は、物を知らない、世の中の常識を全く知らないという批判が非常に強い時期でありまして、退官後は、できるだけ地域のいろいろな活動に参加するようという議論が内部的にされまして、その一環として、ここに応募させていただいたというのが経緯でございます。6年間、全く知らなかった下水道のことを少し人に話をすることができる程度には勉強させていただきました。ありがとうございます。学校やもとの職場で話をする機会がございますので、そんなときに下水道の話を時々持出しております。ここで学んだことを何とか還元していきたいというふうに思っている次第でございます。

長い間、どうもありがとうございました。（拍手）

○事務局（成定経営管理課長） 高橋（幸）委員、ありがとうございました。

5. 閉 会

○事務局（成定経営管理課長） これをもちまして、第1回下水道部会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

以 上